

仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護型サービス、通所介護型サービス、生活支援訪問型サービス及び生活支援通所型サービスに要する費用の額の算定に関する要綱

(平成28年11月14日 健康福祉局長 決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年11月14日健康福祉局長決裁。以下「実施要綱」という。）に規定する訪問介護型サービス、通所介護型サービス、生活支援訪問型サービス及び生活支援通所型サービス（以下「訪問型サービス及び通所型サービス」という。）に要する費用の額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱及び仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護型サービス事業者、通所介護型サービス事業者、生活支援訪問型サービス事業者及び生活支援通所型サービス事業者の指定等に関する要綱（平成28年11月14日健康福祉局長決裁。以下「事業者指定要綱」という。）で使用する用語の例による。

(第1号事業支給費の支給に関する基準)

第3条 訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額は、次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ各号に定める額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 一 訪問介護型サービス 別表第2に規定する単位数に別表第1に規定する1単位の単価を乗じた額
- 二 通所介護型サービス 別表第3に規定する単位数に別表第1に規定する1単位の単価を乗じた額
- 三 生活支援訪問型サービス 別表第4に規定する単位数に別表第1に規定する1単位の単価を乗じた額
- 四 生活支援通所型サービス 別表第5に規定する単位数に別表第1に規定する1単位の単価を乗じた額

2 第1号事業支給費の支給については、前項各号に規定する費用の額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、所得の額（前項各号に掲げるサービスのあった日の属する年の前年（当該サービスのあった日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。）の合計所得金額をいう。以下同じ。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条の2第1項に規定する介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第29条の2第2項で定める額以上である利用者（同条第3項に該当する場合を除く）に係る第1号事業支給費の支給については、前項各号に規定する費用の額に100分の80を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、所得の額が法第59条の2第2項に規定する政令第29条

の2第5項で定める額以上である利用者（同条第6項に該当する場合を除く）に係る第1号事業支給費の支給については、第1項各号に規定する費用の額に100分の70を乗じて得た額とする。

- 4 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第97条に規定する特別な事情がある場合の第1号事業支給費の額については、仙台市介護保険条例施行規則（平成12年規則第55号）第12条の規定を準用するものとする。

（第1号事業支給費算定に係る体制等に関する届出）

第4条 指定事業者は、第1号事業支給費算定に係る体制等に関する届出について、介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（様式第1号）及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、第1号事業支給費算定に係る体制等に関する事項を変更する場合について準用する。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成30年8月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成30年10月1日から実施する。

別表第1（第3条第1項関係）

1 単位の単価（単位：円）	
訪問介護型サービス及び生活支援訪問型サービス	平成27年厚生労働省告示第93号に規定する6級地の額（訪問介護に係る部分に限る）
通所介護型サービス及び生活支援通所型サービス	平成27年厚生労働省告示第93号に規定する6級地の額（通所介護に係る部分に限る）

別表第2（第3条第1項関係）

訪問介護型サービスの単位数	
A 訪問介護型サービス費	
（1）訪問介護型サービス費（Ⅰ）	1, 168 単位／月
（2）訪問介護型サービス費（Ⅱ）	2, 335 単位／月
（3）訪問介護型サービス費（Ⅲ）	3, 704 単位／月
注1 利用者に対して、訪問介護型サービス事業所の訪問介護員等が、訪問介護型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。	
（1）訪問介護型サービス費（Ⅰ）	個別サービス計画において1週に1回程度の訪問介護型サービスが必要とされた者
（2）訪問介護型サービス費（Ⅱ）	個別サービス計画において1週に2回程度の訪問介護型サービスが必要とされた者
（3）訪問介護型サービス費（Ⅲ）	個別サービス計画において（2）に掲げる回数程度を超える訪問介護型サービスが必要とされた者（要支援2及びこれに相当する者に限る）
注2 規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程（介護職員基礎研修課程及び1級課程の修了者を除く）を修了した者をサービス提供責任者として配置している訪問介護型サービス事業所において、訪問介護型サービスを行った場合は、平成31年3月31日までの間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。	
注3 訪問介護型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問介護型サービス事業所と同一の建物に居住する利用者又は訪問介護型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、訪問介護型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。	
注4 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問介護型サービス費は、算定しない。	
注5 利用者が一の訪問介護型サービス事業所において訪問介護型サービスを受けている間は、当該訪問介護型サービス事業所以外の訪問介護型サービス事業所が訪問介護型サービスを行った場合に、訪問介護型サービス費は、算定しない。	
B 特別地域加算	下記の例により算定された単位数／月
注 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に規定する地域（以下「特別地域」という。）に所在する訪問介護型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問介護型サービスを行った場合は、特別地域加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
C 中山間地等における小規模事業所加算	下記の例により算定された単位数／月
注 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に規定する地域（以下「中山間地域等」という。）に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の訪問介護型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問介護型サービスを行った場合、1月につき所定単位数の100分の10に相当する	

単位数を所定単位数に加算する。

- D 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算 下記の例により算定された単位数／月
- 注 訪問介護型サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（事業者指定要綱第13条の22に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）を超えて、訪問介護型サービスを行った場合、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- E 初回加算 200単位／月
- 注 訪問介護型サービス事業所において、新規に個別サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護型サービスを行った日の属する月に訪問介護型サービスを行った場合又は当該訪問介護型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護型サービスを行った日の属する月に訪問介護型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- F 生活機能向上連携加算
- (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位／月
- (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位／月
- 注1 (1) について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成し、当該個別サービス計画に基づく訪問介護型サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。
- 注2 (2) について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該個別サービス計画に基づく訪問介護型サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。
- G 介護職員処遇改善加算
- (1) 介護職員処遇改善加算 (I) AからFまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算 (II) AからFまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算 (III) AからFまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3) により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第4号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問介護型サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、上記の単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記のいずれかの加算を算定している場合においては、上記のその他の加算は算定しない。

別表第3(第3条第1項関係)

通所介護型サービスの単位数

A 通所介護型サービス費

(1) 要支援1及びこれに相当する者 1,647単位/月

(2) 要支援2及びこれに相当する者 3,377単位/月

注1 事業者指定要綱第15条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た通所介護型サービス事業所が、通所介護型サービスを行った場合に、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が事業者指定要綱第15条の15で準用するところの運営規程に定められている利用定員を超えている場合又は看護職員若しくは介護職員の員数が、事業者指定要綱第15条に定める員数より少ない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所介護型サービス費は、算定しない。

注3 利用者が一の通所介護型サービス事業所において通所介護型サービスを受けている間は、当該通所介護型サービス事業所以外の通所介護型サービス事業所が通所介護型サービスを行った場合に、通所介護型サービス費は、算定しない。

注4 通所介護型サービス事業所と同一建物に居住する者又は通所介護型サービス事業所と同一建物から当該通所介護型サービス事業所に通う者に対し、通所介護型サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

イ 要支援1及びこれに相当する者 376単位

ロ 要支援2及びこれに相当する者 752単位

B 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算 下記の例により算定された単位数/月

注 通所介護型サービス事業所の従業者が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所介護型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

C 若年性認知症利用者受入加算 240単位/月

注 次に掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出た通所介護型サービス事業所において、若年性認知症利用者(政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者等となった者をいう。以下同じ。)に対して通所介護型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

D 生活機能向上グループ活動加算 100単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、支援員、機能訓練指導員その他通所介護型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した個別サービス計画を作成していること。

ロ 個別サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

E 運動器機能向上加算 225単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の向上又は維持に資すると認められるもの（以下この注において「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 利用者の数が事業者指定要綱第15条の15で準用するところの運営規程に定められている利用定員を超えていないこと及び看護職員若しくは介護職員の員数について、事業者指定要綱第15条の基準を遵守していること。

F 生活機能向上連携加算 200単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所介護型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、運動器機能向上計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき所定単位数を加算する。ただし、上記「E 運動器機能向上加算」を算定している場合は、1月につき100単位を加算する。

イ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）が、当該通所介護型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）、利用者の身体の状態等の評価及び運動器機能向上計画の作成を行っていること。

ロ 運動器機能向上計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、運動器機能向上計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と運動器機能向上計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

G 栄養改善加算 150単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にあ

る利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の向上又は維持に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 利用者の数が事業者指定要綱第15条の15で準用するところの運営規程に定められている利用定員を超えていないこと及び看護職員若しくは介護職員の員数について、事業者指定要綱第15条の基準を遵守していること。

H 栄養スクリーニング加算 5単位/回

注 次に掲げる基準に適合する通所介護型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者の介護予防ケアマネジメントを担当する者に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 利用者の数が事業者指定要綱第15条の15で準用するところの運営規程に定められている利用定員を超えていないこと及び看護職員若しくは介護職員の員数について、事業者指定要綱第15条の基準を遵守していること。

I 口腔機能向上加算 150単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の向上又は維持に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月につき所定単位数を加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 利用者の数が事業者指定要綱第15条の15で準用するところの運営規程に定められている利用定員を超えていないこと及び看護職員若しくは介護職員の員数について、事業者指定要綱第15条の基準を遵守していること。

J 選択的サービス複数実施加算

(1) 選択的サービス複数実施加算 (I) 480単位/月

(2) 選択的サービス複数実施加算 (II) 700単位/月

注 次に掲げるいずれかの基準に適合しているものとして市長に届け出た通所介護型サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき上記に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、当該加算は算定しない。また、上記のいずれかの加算を算定している場合においては、上記のその他の加算は算定しない。

(1) 選択的サービス複数実施加算 (I)

イ 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）のうち、2種類のサービスを実施していること。

ロ 利用者が通所介護型サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。

ハ 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。

(2) 選択的サービス複数実施加算 (II)

イ 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。

ロ 利用者が通所介護型サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。

ハ 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。

K 事業所評価加算 120単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所介護型サービス事業所において、評価対象期間（加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

イ 定員利用・人員基準に適合しているものとして市長に届け出て選択的サービスを行っていること。

ロ 評価対象期間における通所介護型サービス事業所の利用実人員数10名以上であること。

ハ 評価対象期間における通所介護型サービス事業所の提供する選択的サービスの利用実人員数を当該通所介護型サービス事業所の利用実人員数で除して得た数が0.6以上であること。

ニ 次に掲げる②の規定により算定した数を①に規定する数で除して得た数が0.7以上であること。

①評価対象期間において、当該通所介護型サービス事業所の提供する選択的サービスを3月間以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、要支援更新認定等（法第33条第2項に基づく要支援更新認定又は法第33条の2第1項に基づく要支援状態区分の変更の認定をいう。以下同じ。）を受けた者の数（仙台市豊齢力チェックリストにより本事業の対象となった者（以下「事業対象者」という。）の状態が継続している者及び事業対象者から対象外に変更となった者（要介護の区分となった場合を除く）を含む）。

②選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者（要支援1又は2の区分から事業対象者に変更となった場合及び事業対象者の状態が継続している場合を含む）の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により要支援1と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援1の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支

援2の者であって、要支援更新認定等において非該当と判定されたものの人数及び事業対象者から対象外に変更となった者（要介護の区分となった場合を除く）の合計数に2を乗じて得た数を加えたもの。

L サービス提供体制強化加算

- (1) サービス提供体制強化加算 (I) イ
 - 一 要支援1又はこれに相当する者 72単位/月
 - 二 要支援2又はこれに相当する者 144単位/月
- (2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ
 - 一 要支援1又はこれに相当する者 48単位/月
 - 二 要支援2又はこれに相当する者 96単位/月
- (3) サービス提供体制強化加算 (II)
 - 一 要支援1又はこれに相当する者 24単位/月
 - 二 要支援2又はこれに相当する者 48単位/月

注 次に掲げるいずれかの基準に適合しているものとして市長に届け出た通所介護型サービス事業所が利用者に対し通所介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の認定区分に応じて1月につき上記の所定単位数を加算する。ただし、上記のいずれかの加算を算定している場合においては、上記その他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算 (I) イ
 - イ 通所介護型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
 - ロ 利用者の数が事業者指定要綱第15条の15で準用するところの運営規程に定められている利用定員を超えていないこと及び看護職員若しくは介護職員の員数について、事業者指定要綱第15条の基準を遵守していること。
- (2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ
 - イ 通所介護型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。
 - ロ 利用者の数が事業者指定要綱第15条の15で準用するところの運営規程に定められている利用定員を超えていないこと及び看護職員若しくは介護職員の員数について、事業者指定要綱第15条の基準を遵守していること。
- (3) サービス提供体制強化加算 (II)
 - イ 通所通所型サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
 - ロ 利用者の数が事業者指定要綱第15条の15で準用するところの運営規程に定められている利用定員を超えていないこと及び看護職員若しくは介護職員の員数について、事業者指定要綱第15条の基準を遵守していること。

M 介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ AからLまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ AからLまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ AからLまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第24号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所介護型サービス事業所が、利用者に対し、通所介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、上記の単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記のいずれかの加算を算定している場合においては、上記のその他の加算は算定しない。

別表第4（第3条第1項関係）

生活支援訪問型サービスの単位数	
A 生活支援訪問型サービス費	
〔生活援助のみの場合〕	
（1）週1回の計画の場合	936単位／月
（2）週2回の計画の場合	1,872単位／月
（3）身体介護と併用する場合等	234単位／回
〔身体介護が伴う場合〕	
（4）週1回の計画の場合	1,052単位／月
（5）週2回の計画の場合	2,104単位／月
（6）週3回の計画の場合	3,156単位／月
（7）生活援助のみと併用する場合等	263単位／回
注1 利用者に対して、訪問支援員等が個別サービス計画に位置付けられた生活支援訪問型サービスを提供した場合には、計画されたサービス内容や予定回数に応じて、それぞれ上記の所定単位数を算定する。	
注2 生活支援訪問型サービスは、1回60分以内でのサービス提供を標準とする。ただし、ここに示す提供時間以外でのサービス提供を妨げるものではない。	
注3 訪問支援員が提供するサービスは、訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（「平成12年3月17日付老計第10号」）に規定する範囲に限る。	
注4 （6）の単位数を算定できる利用者は、要支援2及びこれに相当する者とする。	
注5 生活援助のみのサービスを利用できるのは、要支援の認定を受けている者及び事業対象者のうち、他者からの介護や支援が望めないことにより、その者が何らかの支援を得なければ日常生活を営むことができない状態である場合に限る。	
注6 （3）の単位数の算定は、当該利用者について計画された予定回数に応じ、（1）又は（2）の単位数を上限とする。	
注7 （7）の単位数の算定は、当該利用者について計画された予定回数に応じ、（4）又は（5）の単位数を上限とする。ただし、要支援2及びこれに相当する者に係る（7）の単位数の算定は、（6）の単位数を上限とする。	
注8 （3）と（7）とを併用する場合の単位数の算定は、当該利用者について計画された予定回数に応じ、（4）、（5）又は（6）の単位数を上限とする。	
注9 利用者が一の生活支援訪問型サービス事業所において生活支援訪問型サービスを受けている間は、当該生活支援訪問型サービス事業所以外の生活支援訪問型サービス事業所が生活支援訪問型サービスを行った場合に、生活支援訪問型サービス費は、算定しない。	
注10 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活支援訪問型サービス費は、算定しない。	
B 特別地域加算 下記の例により算定された単位数／月	
注 特別地域に所在する生活支援訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問支援員等が生活支援訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
C 中山間地等における小規模事業所加算 下記の例により算定された単位数／月	
注 中山間地域等に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の生活支援訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問支援員等が生活支援訪問型サービスを行った場合、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
D 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算 下記の例により算定された単位数／月	
注 生活支援訪問型サービス事業所の訪問支援員等が、中山間地域等に居住している利用者	

に対して、通常の事業の実施地域を超えて、生活支援訪問型サービスを行った場合、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

E 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位/月
- (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位/月

注1 (1) について、管理者又は訪問事業責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成し、当該個別サービス計画に基づく生活支援訪問型サービスを行ったときは、初回の当該生活支援訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2) について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に管理者又は訪問事業責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該個別サービス計画に基づく生活支援訪問型サービスを行ったときは、初回の当該生活支援訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

F 処遇改善加算

- (1) 処遇改善加算 I AからEまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 処遇改善加算 II AからEまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 処遇改善加算 III AからEまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 処遇改善加算 IV (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 処遇改善加算 V (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第4号に適合している訪問支援員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生活支援訪問型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、上記の単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記のいずれかの加算を算定している場合においては、上記のその他の加算は算定しない。

G 事業所等連携加算 100単位/月

注 生活支援訪問型サービス事業所が、通所介護型サービス事業所、生活支援通所型サービス事業所、介護予防サービス事業所、その他インフォーマルサービスを提供する者等と連携し、利用者の自立支援に資する情報の共有を行っている場合は、1月につき所定単位数を加算する。

H 軽度化加算 300単位

注 利用者に対して、3月以上の生活支援訪問型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援2から要支援1に変更となった場合は、新しい認定区分の開始月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。

I 自立化加算 500単位

注 利用者に対して、3月以上の生活支援訪問型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援1又は2から非該当に変更となり、かつ、一般介護予防事業の利用等を確認した場合は、要支援非該当となった月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となっ

た利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。

別表第5（第3条第1項関係）

生活支援通所型サービスの単位数

A 生活支援通所型サービス費

〔専門的なサービスを提供しない場合〕

- (1) 専門的なサービス以外を利用する場合 1, 320 単位/月
(2) 専門的なサービスと併用する場合等 330 単位/回

〔専門的なサービスを提供する場合〕

- (3) 週1回の計画の場合 1, 484 単位/月
(4) 週2回の計画の場合 2, 968 単位/月
(5) 専門的なサービス以外と併用する場合等 371 単位/回

注1 利用者に対して、個別サービス計画に位置付けられた生活支援通所型サービスを提供した場合には、計画されたサービス内容や予定回数に応じて、それぞれ上記の所定単位数を算定する。

注2 生活支援通所型サービスは、1回2時間以上4時間未満での実施を標準とする。ただし、ここに示す提供時間以外でのサービス提供を妨げるものではない。

注3 (4)の単位数を算定できる利用者は、要支援2及びこれに相当する者とする。

注4 (2)の単位数の算定は、(1)の単位数を上限とする。

注5 (5)の単位数の算定は、(3)の単位数を上限とする。ただし、要支援2及びこれに相当する者に係る(5)の単位数の算定は、(4)の単位数を上限とする。

注6 (2)と(5)とを併用する場合の単位数の算定は、当該利用者について計画された予定回数に応じ、(3)又は(4)の単位数を上限とする。

注7 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活支援通所型サービス費は、算定しない。

注8 利用者が一の生活支援通所型サービス事業所において生活支援通所型サービスを受けている間は、当該生活支援通所型サービス事業所以外の生活支援通所型サービス事業所が生活支援通所型サービスを行った場合に、生活支援通所型サービス費は、算定しない。

B 中山間地等に居住する者へのサービス提供加算 下記の例により算定された単位数/月

注 生活支援通所型サービス事業所の生活支援通所型サービス従業者が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、生活支援通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

C 若年性認知症利用者受入加算 240 単位/月

注 次に掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出た生活支援通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して生活支援通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

D 生活機能向上グループ活動加算 100 単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、支援員、機能訓練指導員その他生活支援通所型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した個別サービス計画を作成していること。

ロ 個別サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数

の種類的生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

E 運動器機能向上加算 225単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の向上又は維持に資すると認められるもの（以下この注において「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 運動器機能向上サービスを提供する時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する従業者を1名以上配置していること。

ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、機能訓練指導員、支援員、その他の職種の方が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い機能訓練指導員、支援員等の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

F 生活機能向上連携加算 200単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た生活支援通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、運動器機能向上計画（専門的なサービスを提供しない事業所の場合は個別サービス計画とする。以下「運動器機能向上計画等」という。）を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき所定単位数を加算する。ただし、上記「E 運動器機能向上加算」を算定している場合は、1月につき100単位を加算する。

イ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）が、当該生活支援通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、支援員、その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）、利用者の身体の状態等の評価及び運動器機能向上計画等の作成を行っていること。

ロ 運動器機能向上計画等に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、運動器機能向上計画等の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と運動器機能向上計画等の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

G 栄養改善加算 150単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の向上又は維持に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月の期間に限り1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、支援員、その他の職種の者（以

下この注において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

H 栄養スクリーニング加算 5単位/回

注 生活支援通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者の介護予防ケアマネジメントを担当する者に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

I 口腔機能向上加算 150単位/月

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の向上又は維持に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、3月の期間に限り1月につき所定単位数を加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、支援員、その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

J サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算 (I) イ

一 要支援1又はこれに相当する者 72単位/月

二 要支援2又はこれに相当する者 144単位/月

(2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ

一 要支援1又はこれに相当する者 48単位/月

二 要支援2又はこれに相当する者 96単位/月

(3) サービス提供体制強化加算 (II)

一 要支援1又はこれに相当する者 24単位/月

二 要支援2又はこれに相当する者 48単位/月

注 次に掲げるいずれかの基準に適合しているものとして市長に届け出た生活支援通所型サービス事業所が利用者に対し生活支援通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の認定区分に応じて1月につき上記の所定単位数を加算する。ただし、上記のいずれかの加算を算定している場合においては、上記その他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算 (I) イ

イ 生活支援通所型サービス事業所の支援員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

(2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ

イ 生活支援通所型サービス事業所の支援員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

イ 生活支援通所型サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

K 処遇改善加算

(1) 処遇改善加算Ⅰ AからJまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(2) 処遇改善加算Ⅱ AからJまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(3) 処遇改善加算Ⅲ AからJまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

(4) 処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第24号に適合している支援員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た生活支援通所型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、上記の単位数を所定単位数に加算する。ただし、上記のいずれかの加算を算定している場合においては、上記のその他の加算は算定しない。

L 事業所等連携加算 100単位/月

注 生活支援通所型サービス事業所が、訪問介護型サービス事業所、生活支援訪問型サービス事業所、介護予防サービス事業所、その他インフォーマルサービスを提供する者等と連携し、利用者の自立支援に資する情報の共有を行っている場合は、1月につき所定単位数を加算する。

M 軽度化加算 300単位

注 利用者に対して、3月以上の生活支援通所型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援2から要支援1に変更となった場合は、新しい認定区分の開始月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。

N 自立化加算 500単位

注 利用者に対して、3月以上の生活支援通所型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援1又は2から非該当に変更となり、かつ、一般介護予防事業の利用等を確認した場合は、要支援非該当となった月に限り所定単位数を加算する。ただし、本加算の対象となった利用者については、本加算を算定した月から1年間について、本加算の対象としない。

様式第1号（第4条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書 <指定事業者用>

年 月 日

（あて先） 仙台市長

申請者 所在地
名 称
代表者職・氏名

印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

届出者	フリガナ										
	名 称										
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)									
	連絡先	電話番号					FAX番号				
	法人の種別										
	代表者職・氏名	職 名					氏 名				
	代表者の住所	(郵便番号 -)									
事業所・施設	事業所番号									※既に指定を受けている場合のみ	
	フリガナ										
	名 称										
	所在地	(郵便番号 -)									
届出を行う事業所・施設の種類の種類	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定年月日	異動等の区分	異動（予定）年月日						
	訪問介護型サービス			新規・変更・終了							
	生活支援訪問型サービス			新規・変更・終了							
	通所介護型サービス			新規・変更・終了							
	生活支援通所型サービス			新規・変更・終了							
特記事項	変 更 前					変 更 後					

備 考

「実施事業」欄は、該当するサービス欄に○を記入してください。

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）
（訪問介護型サービス、通所介護型サービス、生活支援訪問型サービス、生活支援通所型サービス）

異 動 区 分
新規 ・ 変更 ・ 終了

事業所番号	
事業所名	

提供サービス		サービス内容	そ の 他 該 当 す る 体 制 等		
A2	訪問介護型サービス		サービス提供責任者体制の減算	1 なし	2 あり
			特別地域加算	1 なし	2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当	2 該当
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当	2 該当
A2 A3	生活支援訪問型サービス	[身体介護の提供]	特別地域加算	1 なし	2 あり
		1 なし	中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当	2 該当
		2 あり	中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当	2 該当
A6	通所介護型サービス		職員の欠員による減算の状況	1 なし	2 看護職員 3 介護職員
			若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり
			生活機能向上グループ活動加算	1 なし	2 あり
			運動器機能向上体制	1 なし	2 あり
			栄養改善体制	1 なし	2 あり
			口腔機能向上体制	1 なし	2 あり
			事業所評価加算〔申出〕の有無	1 なし	2 あり
			生活機能向上連携加算	1 なし	2 あり
A6 A7	生活支援通所型サービス	[専門的なサービスの提供]	若年性認知症利用者受入加算	1 なし	2 あり
		1 なし	生活機能向上グループ活動加算	1 なし	2 あり
		2 あり	運動器機能向上体制	1 なし	2 あり
			栄養改善体制	1 なし	2 あり
			口腔機能向上体制	1 なし	2 あり
			生活機能向上連携加算	1 なし	2 あり